



問い合わせ先
海上保安庁交通部企画課
海上交通調整官 深瀬(内線 6105)
国際係 友久(内線 6131)
電話 03-3591-6361

平成 26 年 6 月 2 日
海上保安庁

第 18 回国際航路標識協会 (IALA) 総会における理事選挙 (結果)

第 18 回国際航路標識協会 (IALA) 総会において、理事の改選が行われ、海上保安庁交通部長は、理事に再選されました。理事の就任は昭和 50 年から現在まで 10 期連続となります。

1. 4 年に一度開催される国際航路標識協会 (IALA) 総会が、平成 26 年 5 月 25 日 (日) から 31 日 (土) までの 7 日間、スペイン (ア・コルーニャ) において開催され、海上保安庁からは、交通部長ほか 2 名の職員が参加しました。
2. IALA は、昭和 32 年に設立された世界の航行援助事業の国際的な改善及び協調を目的とする非政府機関 (本部：仏パリ) であり、海上保安庁は国家会員として昭和 34 年に加入しています。
3. 31 日 (土)、現地にて理事の改選が行われ、海上保安庁交通部長は、理事に再選されました。
4. 海上保安庁は、他の IALA 国家会員である各国航路標識当局と協調して、IALA の活動に積極的に貢献していく所存です。
5. なお、今次総会における理事の改選で、選出された各国理事の国名は、以下のとおりです。

各国理事の国名 (定数 24 カ国)

アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、インド、オーストラリア、オランダ、韓国、スウェーデン、スペイン、セネガル、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ、日本

※ 国際航路標識協会（IALA: International Association of Marine Aids to Navigation and Lighthouses Authorities）は、国際海事機関（IMO）、国際電気通信連合（ITU）及び国際水路機関（IHO）等と密接な関係を保ちつつ、航行援助事業にかかる諸問題の検討、航行援助事業の標準化のための勧告・ガイドライン等の制定及び各国・地域の航行援助事業の発展等に努めている。

IALA 理事会は、実質的な IALA の意思決定機関であり、本部所在国の国家会員代表が常任理事となるほか、選挙により 21 名の国家会員代表が選ばれ、また、会長及び副会長は総会主催国及び次期総会主催国の国家会員代表が務める。当庁は昭和 34 年に国家会員として加盟するとともに昭和 50 年からは現在まで 10 期連続で同協会の理事を務めてきている。

IALA の組織体系等は別添のとおり。

○目的

航行援助事業の国際的な改善及び協調

○設置 昭和32年7月

○本部 フランス(パリ)

○会員数

国家会員:77機関(76ヶ国)

準会員:49団体(法人・学術団体)

工業会員:111団体(民間企業・コンサルタント)

○理事 当庁を含む24機関

○経緯

- ・昭和4年～ 国際航路標識会議を4年毎にイギリス、フランス及びドイツで開催
- ・昭和30年 常設事務局をパリに置くことが承認
- ・昭和32年 IALAが設立(7月1日)
- ・昭和34年 当庁がIALAに加入

○主な勧告・ガイドライン

航路標識等の運用、技術面等について国際的な統一を図るべく、勧告(64)、ガイドライン(91)、その他マニュアル等が発刊されており、我が国も採用、作成への協力を行っている。

○IMO(国際海事機関)との関係

IALAは、IMOの諮問機関として、船舶通航業務(VTS)や船舶自動識別装置(AIS)等の航路標識分野の決議等に関する助言を行っている。

○組織体系

